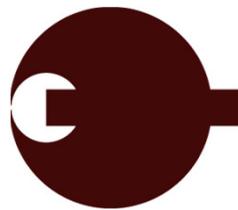


奈良県パートナーシップ制度 手続きの手引き



令和6年11月
奈良県

目 次

1	奈良県パートナーシップ制度について	・・・	1
2	届出をできる方の要件	・・・	1
3	手続きの流れ	・・・	2
4	手続きに必要な書類	・・・	3
5	受領証の再交付、返還等について	・・・	5
6	自治体間連携について	・・・	6
7	Q & A	・・・	7
8	届出書等様式	・・・	9

○問い合わせ先

奈良県地域創造部人権施策課 総務・同和対策調整係

所在地 〒630-8501

奈良市登大路町30番地（県庁本庁舎4階）

電話 0742-27-8716

FAX 0742-27-8721

1 奈良県パートナーシップ制度について

- 奈良県は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性が尊重され、全ての人自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、「奈良県パートナーシップ制度」を導入することとしました。
- 奈良県パートナーシップ制度とは、様々な性的指向やジェンダーアイデンティティの人たちの生活上の障壁をなくすため、パートナーシップ関係※にあるお二人が宣誓し、その旨を届出いただいたことを県が証明するものです。

※当事者の少なくともいずれか一方が、性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又はジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係

- 法律上の婚姻とは異なり、法的な権利等が発生するものではありませんが、お二人の意思を尊重し、また様々な行政手続きが利用できるよう図っていくことで日常抱えておられる生きづらさや困りごとが少しでも解消されるよう、奈良県として応援していこうというものです。

2 届出をできる方の要件

この制度においてパートナーとして届出をできるのは、パートナーシップ関係にあるお二人であって、以下の条件を満たすことが必要です。

- ・ 当事者双方がともに成年（満18歳以上）に達していること。
- ・ 当事者の少なくともいずれか一方が、県内に住所を有すること又は県内への転入を予定（届出から概ね3ヶ月以内）していること。
- ・ 当事者双方がともに現に婚姻をしておらず、かつ、現に当該パートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- ・ 当事者双方が民法（明治29年法律第89号）第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。

※当事者双方又は一方が外国人のときも、同様とする。

3 手続きの流れ

1 必要書類の準備

- ・ 「4 手続きに必要な書類」をご確認いただき、届出に必要な書類（提出書類、提示書類）をご準備ください。
- ・ 連携自治体から転入の場合は、「6 自治体間連携について」をご確認ください。

2 届出の申し込み

- ・ 届出は、対面により受付いたします。（連携自治体から転入の場合は、郵送も可）
- ・ 受付は県庁内のプライバシーを確保できる場所にて行いますので、場所の手配のため、事前調整を行います。届出を希望する日の7開庁日（土日祝日、年末年始を除く）前までに下記まで電話にてお申し込みください。
ただし、場所の確保の都合上、ご希望の日時に届出いただけない場合があります。

申込窓口：人権施策課総務・同和対策調整係（TEL 0742-27-8716）

3 届出の受付

- ・ 事前調整いただいた日時に、**必ずお二人で**会場までお越しください。
- ・ 職員が必要書類の確認を行います。不備がある場合は、再度ご来庁、または追加で必要書類を郵送していただく場合があります。

4 受領証の交付

- ・ 書類を確認いたしましたら、「パートナーシップ届出書受領証」及び受領印を押印した届出書の副本を交付いたします。
- ・ 受領証の作成等の手続きのため、後日交付となります。（書留郵便にてお送りいたします）

パートナーシップ届出書受領証

第 号

パートナーシップ届出書受領証

奈良県パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱の規定により、パートナーシップ関係にある旨の宣誓をした届出書を受領したことを証明します。

年 月 日

様

奈良県知事

(表面)

このカードは、お二人が互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約した関係であることを、奈良県が証明するものです。

このカードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

(うら面)

4 手続きに必要な書類

届出の際に必要な書類は以下のとおりです。

1 提出書類

- ◎ パートナーシップ届出書（様式第1号）
 - ・「8 届出書等様式」をご参照ください。
 - 住民票の写し（住民票記載事項証明書）
 - ・3ヶ月以内に発行されたものであること。
 - ・マイナンバーが記載されていないこと。
（マイナンバーが記載されているものは受付できません）
 - ・お二人それぞれ一通ずつのご提出をお願いします。
ただし、お二人が同一世帯になっている場合は、お二人の情報が記載されたものを一通でかまいません。
 - 現に婚姻していないことを証明する書類（戸籍抄本、独身証明書等）
 - ・3ヶ月以内に発行されたものであること。
 - ・お二人それぞれ一通ずつのご提出をお願いします。
 - ・外国籍の方の場合は、本国の大使館や領事館が発行する「婚姻要件具備証明書」等独身であることを証明できる書類に日本語の翻訳を添えてご提出ください。
- ※ ○の書類は受領証交付時にあわせて返却いたします。

2 通称を使用する場合

受領証に通称の記載を希望される場合は、当該通称を社会生活上日常的に使用していることが確認できる書類をご提出ください。

(例)

- ・通称が記載されている社員証や学生証の写し
- ・宛先が通称名になっている郵便物の表面の写し 等

3 提示書類

○ 本人確認のために、以下に掲げる書類のいずれかをお二人それぞれご持参いただき、届出の際にご提示ください。

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・旅券（パスポート）
- ・運転免許証
- ・住民基本台帳カード（顔写真のあるもの）
- ・その他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

※ 顔写真の入っていない書類をご提示いただく場合は、2点以上のご提示が必要です。

(例)

- ・個人番号通知カード
- ・住民基本台帳カード（顔写真のないもの）
- ・国民健康保険、健康保険、船員保険又は介護保険の被保険者証
- ・共済組合員証
- ・国民年金手帳

5 受領証の再交付、返還等について

1 再交付

- ・ パートナーシップ届出書受領証の紛失、毀損、または記載事項の変更等により再交付を希望される場合は、パートナーシップ届出書受領証再交付申請書（第3号様式）をご提出ください。
- ・ 毀損、記載事項の変更等の場合には、当該受領証を申請書に添付してください。
紛失の場合で、再交付後に発見した場合には速やかに旧受領証をご返却ください。
- ・ 提出は持参、郵送いずれでもかまいません。なお、郵送の場合は必要額の切手を貼付した返信用封筒をご同封ください。

2 返還

次のいずれかに該当することとなった場合には、パートナーシップ届出書受領証返還届（第4号様式）に受領証を添えて、返還してください。持参、郵送いずれでもかまいません。

- ・ 当事者の意思によりパートナーシップ関係が解消されたとき。
- ・ 当事者の一方が死亡したとき。
- ・ 当事者双方が県内に住所を有しなくなったとき。
（連携自治体へ転出した場合を除く。）
- ・ 届出書を提出した時点において、両当事者が要件（「2 届出をできる方の要件」参照）に該当していなかったことが判明したとき。

6 自治体間連携について

パートナーシップ制度を利用されている方が、連携自治体間で転入・転出する場合、提出書類等を一部省略することができます。

1 提出書類

- ◎ パートナーシップ継続申告書（様式第5号）
 - ・「8 届出書等様式」をご参照ください。
 - ◎ 転出自治体が発行した受領書等
 - 住民票の写し（住民票記載事項証明書）
 - ・3ヶ月以内に発行されたものであること。
 - ・マイナンバーが記載されていないこと。
（マイナンバーが記載されているものは受付できません）
 - ・お二人それぞれ一通ずつのご提出をお願いします。
ただし、お二人が同一世帯になっている場合は、お二人の情報が記載されたものを一通でかまいません。
- ※ ○の書類は受領証交付時にあわせて返却いたします。

2 その他

- 「3 手続の流れ」
- 「4 手続に必要な書類」
 - 3 提示書類 を参照してください。

※連携自治体から転入の場合は、提出書類（継続申告書等）の提出については、郵送も可とする。
その場合、本人確認のための提示書類（運転免許証等）については、コピーを添付すること。（受領証交付時にあわせて返却いたします。）

※当申告があったことを転出自治体に通知することに同意すること。

7 Q & A

1 婚姻とパートナーシップ制度の違いは何ですか。

婚姻は民法に定められている法律行為であり、相続権や扶養義務など様々な法律上の権利・義務が発生します。

一方、奈良県パートナーシップ制度の届出は奈良県の内部規定である要綱により定める制度であり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

2 パートナーシップ関係を届け出ることができるのは同性カップルのみですか。

当事者の少なくともいずれか一方が、性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又はジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なるお二人であれば、届出いただくことができます。

3 届出をするためには同居していなければいけませんか。

お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係であること、また少なくともいずれか一方が、県内に住所を有しているか、概ね3ヶ月以内に県内への転入を予定していれば、必ずしも同居している必要はありません。

4 届出に費用はかかりますか。

届出の手続きに費用はかかりません。

※ ただし届出に添付（または提示）いただく書類の交付手数料や届出に来ていただく際の交通費などをご負担いただく必要があります。

5 届出にあたって通称は使用できますか。

日常生活において通称を使用している場合は、その通称を受領証に記載することができます。その場合は、当該通称を社会生活上日常的に使用していることが確認できる書類をご提出いただく必要があります。

（「4-2 通称を使用する場合」参照）

6 郵送やオンラインで手続きはできますか。

なりすましの防止等のため、対面で本人確認を行うこととしております。必ずお二人で届出にお越しくください。（連携自治体から転入した場合を除く。）

7 代理申請はできますか。

なりすましの防止等のため、対面で本人確認を行いますので、代理申請はできません。

8 届出の際に、プライバシーは守られますか。

届出の受付については県庁内のプライバシーを確保できる場所で行います。
届出の際には本人確認として顔写真付き身分証明書の提示等を求めますが、県職員にはプライバシーについて守秘義務が課されており、本制度に関する事以外で個人情報を利用することはありません。

9 土曜日・日曜日・祝日でも届出をすることはできますか。

届出は県庁開庁日（祝日や年末年始を除く月～金）の9時から12時及び13時から17時までの時間で受け付けます。

10 届出をしたらすぐに受領証はもらえますか。

受領証は後日交付となります。書留郵便にてお送りいたします。

11 受領証に有効期限はありますか。

有効期限はありません。ただし、パートナーシップ関係が解消された場合など受領証の返還事項に該当し、一方の方から受領証が返還されたときは、もう一方の方に交付された受領証は無効となります。

12 県外に転出する場合はどうすればよいですか。

お二人ともが県内に住所を有しなくなる場合は、受領証をご返還いただきます。パートナーシップ届出書受領証返還届（第4号様式）に受領証を添えて提出してください。（連携自治体へ転出した場合を除く。）

13 なりすまし等の悪用はされませんか。

届出の際に、住民票の写し、戸籍謄本等の提出のほか、顔写真付きの身分証明書の提示を求める等により本人確認を行うことで、なりすましを防止します。

14 受領証はどのようなことに使えますか。

県営住宅の入居の申込や、県立病院における診療行為等に利用できます。県のホームページに掲載する、制度を利用できる行政手続きの一覧をご覧ください。利用可能な行政手続きの範囲については、随時更新していく予定です。

8 届出書等様式

次ページ以降に、届出書等の様式を掲載します。

- パートナーシップの届出をするとき
 - ・パートナーシップ届出書（第1号様式）
- 受領証を紛失した、汚した等で再発行をしてほしいとき
 - ・パートナーシップ届出書受領証再交付申請書（第3号様式）
- お二人ともが県外へ転出する、パートナーシップ関係を解消した等のとき（連携自治体へ転出した場合を除く。）
 - ・パートナーシップ届出書受領証返還届（第4号様式）
- 連携自治体から転入したとき
 - ・パートナーシップ継続申告書（第5号様式）

パートナーシップ届出書

令和 年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 氏名 (自署) _____

氏名 (自署) _____

私たちは、パートナーシップの宣誓をしたので奈良県パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱第3条の規定により届出をします。(* 1)

届出者	氏名	生年月日	年 月 日
	住所		
	通称 (* 2)		
	通称を使用する理由等 (* 3)		
届出者	氏名	生年月日	年 月 日
	住所		
	通称 (* 2)		
	通称を使用する理由等 (* 3)		
要件等の確認	<input type="checkbox"/> 当事者双方がともに成年に達しています(満18歳以上)。 <input type="checkbox"/> 当事者双方がともに現に婚姻をしていません。 <input type="checkbox"/> 当事者双方がともに現に当該パートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にありません。 <input type="checkbox"/> 当事者双方がともに民法の規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にありません。		
添付書類	<input type="checkbox"/> 住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し <input type="checkbox"/> 現に婚姻をしていないことを証明する書類(戸籍謄本など) 手続きが完了したときは添付書類を受領証の交付とあわせて返却します。		

- * 1 この届出は、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した二者間の関係であって、当事者の少なくともいずれか一方が、性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又はジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者である場合にすることができます。
- * 2 当事者に氏名を使用することが困難な特別の事情があると認めるときは氏名に代えて通称(氏名以外の呼称であって社会生活上通用していると認められるもの)をパートナーシップ届出書受領証に使用することができます。
- * 3 氏名の使用が困難である理由と通称を社会生活上どのように使用しているかを記入してください。

パートナーシップ届出書受領証再交付申請書

令和 年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 氏名 _____

―――<受領証の記載事項に変更があるとき>―――

パートナーシップ届出書受領証の記載事項に下記のとおり変更が生じたので奈良県パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱第7条第1項の規定により、パートナーシップ届出書受領証の再交付を申請します。

変更前	氏名	
	通称	
変更後	氏名	
	通称	
	通称を使用する理由等 (*1)	
添付書類	<input type="checkbox"/> 変更内容を証明する書類(*2) <small>手続きが完了したときは添付書類を受領証の交付とあわせて返却します。</small> <input type="checkbox"/> 変更前のパートナーシップ届出書受領証	

- * 1 氏名の使用が困難である理由と通称を社会生活上どのように使用しているかを記入してください。
- * 2 氏名の変更場合は、戸籍謄本または戸籍抄本を添付してください。
外国人にあっては、変更前の氏名と変更後の氏名が分かる公的な証明書類を添付してください。

―――<破損・汚損・紛失のとき>―――

パートナーシップ届出書受領証を 破損・汚損・紛失 したので、奈良県パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱第7条第1項の規定により、破損・汚損 したパートナーシップ届出書受領証を添えて、パートナーシップ届出書受領証の再交付を申請します。

- * 不要な文字を消してください。

(第4号様式)

パートナーシップ届出書受領証返還届

令和 年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 氏名 _____

奈良県パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱第8条の規定により、
パートナーシップ届出書受領証を返還します。

該 当 事 項	<input type="checkbox"/> 当事者の意思によりパートナーシップ関係が解消された。 <input type="checkbox"/> 当事者の一方が死亡した。 <input type="checkbox"/> 当事者双方が県内に住所を有しなくなった。 <input type="checkbox"/> 奈良県パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱第3条第1項 各号に掲げる要件に該当しないことが判明した。
------------------	---

* 返還するパートナーシップ届出書受領証を添付してください。

パートナーシップ継続申告書

令和 年 月 日

奈良県知事 殿

申告者 氏名(自署) _____

氏名(自署) _____

県内に住所を移したので、住所の異動前の自治体からパートナーシップ関係にある旨の証明を受けたこと及びパートナーシップ関係を継続していることを奈良県パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱第10条第1項の規定により申告します。(※1)

申 告 者	氏名	生年月日	年 月 日
	住所		
	通称(※2)		
	通称を使用する理由等(※3)		
者	氏名	生年月日	年 月 日
	住所		
	通称(※2)		
	通称を使用する理由等(※3)		
要件等の確認	<input type="checkbox"/> 当事者双方がともに成年に達しています(満18歳以上)。 <input type="checkbox"/> 当事者双方がともに現に婚姻をしていません。 <input type="checkbox"/> 当事者双方がともに現に当該パートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にありません。 <input type="checkbox"/> 当事者双方がともに民法の規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にありません。 <input type="checkbox"/> 当申告があったことを住所の異動前の自治体に通知することに同意します。		
添付書類	<input type="checkbox"/> 住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し手続きが完了したときは添付書類を受領証の交付とあわせて返却します。 <input type="checkbox"/> 住所の異動前の自治体が発行したパートナーシップ届出書受領証等		

※1 この申告は、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した二者間の関係であって、当事者の少なくともいずれか一方が、性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又はジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者である場合にすることができます。

※2 当事者に氏名を使用することが困難な特別の事情があると認めるときは氏名に代えて通称(氏名以外の呼称であって社会生活上通用していると認められるもの)をパートナーシップ届出書受領証に使用することができます。

※3 氏名の使用が困難である理由と通称を社会生活上どのように使用しているかを記入してください。